

令和5年度 第3回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和5年6月26日(月)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和5年6月26日 午前9時30分		
	閉会	令和5年6月26日 午後12時00分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 9名 欠席 2名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	△	
	2番	二宮 慶晃	○	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	△	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	5番	三尋木 重夫	2番
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、中村、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

山北町農業委員会第3回総会会議録

令和5年6月26日

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

- 事務局 : 本日は、農作業が忙しい中ご参加いただきありがとうございます。農業委員6名中5名が参加しているため、開催の要件を満たしています。それではよろしくお願ひします。議案6号農業経営基盤許可法に基づく農地利用集積計画の承認については、会長が議案に関係しており、農業委員会法第31条の議事参与の制限により、「農業委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」とありますのでその間会長には一時退席していただきます。退席中の進行については磯崎職務代理にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。(会長が退席し、磯崎職務代理が議長を務める。)
- 議長 : それでは議案6号農業経営基盤許可法に基づく農地利用集積計画の承認について事務局から説明願ひます。
- 事務局 : 申請地は■■■■■の■■■㎡です。利用権を移転する者は■■■■■、利用権の移転を受けるものは■■■■■です。2ページから6ページが申請書です。それでは3ページをご覧ください。今回、賃借権を3年間設定し、青パパイヤを栽培する計画です。
- 6ページをご覧ください。■■■■■は年間の農業従事日数が210日と要件を満たしております。構成員も4名と農業従事者と農業補助者にそれぞれ若い方がいることや各種大型農機具を所有しているため問題はないと思います。
- 7、8ページが位置図と拡大図です。■■■■■から■■■■■に向かう途中に申請地があります。9ページが公図兼写真方向図です。
- 10、11ページが田淵推進委員に現地確認していただいた時の写真です。申請地は平坦で水路もあるため耕作はしやすい場所だと思います。以上です。
- 議長 : 現地を確認した田淵推進委員からなにかありますか。
- 田淵推進委員 : 事務局の説明したとおりです。
- 議長 : 何か意見はありますか。
- 瀬戸推進委員 : 青パパイヤを選んだ理由は何ですか。
- 事務局 : 新規作物の栽培にチャレンジしてみるということで選んだと聞いています。
- 議長 : その他特に意見がなければ承認の方は挙手願ひます。(全員挙手) よって議案6号は承認されました。(議長が会長に戻る。) 続きまして、議案7号の説明を事務局から説明願ひます。
- 事務局 : 17ページをご覧ください。議案7号農地法3条の規定による許可申請について説明します。申請地は■■■■■の■■■㎡です。譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■です。
- 13ページから21ページが申請書です。それでは21ページをご覧ください。今回、所有権を移転します。対価は■■■■■です。こちらは農地としては高額

になっている理由としまして、議案8号の農地法5条申請の土地と合わせて
で購入するためです。

16 ページをご覧ください。対象地で露地野菜の栽培する予定とのことです。現在の住まいから車で25分かかります。しかし隣に自己住宅を建築するため問題がないと思われま

17 ページをご覧ください。譲受人の農作業従事日数は150日と要件をみたしています。職業が画家のため時間にゆとりがあるとのことです。農業はにて6年ほど農作業を行っています。

22 ページが全部事項証明書です。

28、29 ページが位置図です。県道をに進んでいく途中の
周辺に対象地があります。

24 ページが公図です。26 ページが写真方向図です。

27、28 ページが杉本推進委員に現地確認していただいた時の写真です。対象地には伐採木が置かれていますが譲受人の夫が林業に従事しているため処理については問題がないことと思われま

議長 : 何か質問等がありますか。

瀬戸推進委員 : 場所は新東名高速道路よりも北側になりますか。

事務局 : もっと北側になります。

瀬戸推進委員 : 付近か。

事務局 : よりも奥に進んだ人遠橋付近になります。

議長 : 他に何か意見はありますか。特に意見等なければ、議案8号の説明を聞いた後で判断することにしましょう。続きまして議案8号の説明を事務局から説明願います。

事務局 : 29 ページをご覧ください。議案第8号農地法5条第1項の規定による許可申請について説明します。

申請地は、の㎡です。からへ所有権を移転します。転用目的は自己住宅の建築です。

30 ページが申請書です。許可後から2025年12月末まで工事を行います。セルフビルディングのため2年以上かかる見込みとなっています。

31 ページが全部事項証明書です。

32、33 ページが位置図です。先ほどの農地法3条申請地の隣にあります。

34 ページが公図です。35 ページが土地利用計画図兼写真方向図です。

36 ページから38 ページが杉本推進委員に確認していただいた時の写真です。農地として使用されていないことを確認しました。38 ページの伐採木は製材して自己住宅建築の際に使用するとのことです。以上です。

議長 : 何か質問等がありますか。

瀬戸推進委員 : 下水はどのように処理するのか。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願いします。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(12:00)